

個人情報に関する特記仕様書

本契約の個人情報に関する特記仕様を次のように定める。

(条例の遵守)

第1条 公益財団法人大阪観光局（以下「発注者」という。）と本契約を締結したもの（以下「受注者」という。）は、本契約の履行に際しては、個人情報保護の重要性に鑑み、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）（以下「条例」という。）並びに公益財団法人大阪観光局個人情報保護規程（以下「規程」という。）の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、また、受注者の従事者その他関係者についても、各条項の規定を遵守させなければならない。

(再委託等の禁止)

第2条 受注者は、本契約に関する業務（以下「当該業務」という。）を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(秘密の保持等)

第3条 受注者は、当該業務の履行上知り得た秘密を保持しなければならない。

2 受注者は、条例第2条第1号並びに規程第2条第1号に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）の漏えい、紛失、き損、改ざん等を防止するための措置を講じなければならない。

(目的外使用の禁止)

第4条 受注者は、個人情報を当該業務の履行の目的以外に利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第5条 受注者は、発注者の承諾を得て委託する場合を除き、個人情報を第三者へ提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6条 受注者は、個人情報を複写及び複製してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(報告義務)

第7条 受注者は、個人情報の保護に関して事故が生じた場合、発注者に遅滞なく報告しなければならない。

(立入検査)

第8条 受注者は、発注者が個人情報の管理状況を確認する等、立入検査が必要であると認めるときは、当該検査を受けなければならない。

(提供資料の返還義務)

第9条 受注者は、当該業務の履行のため発注者から提供を受けた資料は、発注者に返還しなけ

ればならない。

発注者の承諾を得て個人情報を書写もしくは複製した場合は、確実かつ速やかに廃棄又は消去しなければならない。

(発注者の解除権)

第10条 発注者は、受注者が本特記仕様書に記載された事項に違反した場合は、契約を解除することができる。

(損害賠償)

第11条 発注者は、受注者が本特記仕様書に記載された事項に違反したことにより損害を被ったときは、その損害の賠償を受注者に請求することができる。

(是正勧告)

第12条 発注者は、受注者が条例第15条第1項の規定に違反した場合は是正勧告を行い、受注者がこれに従わない場合はその事実を公表することができる。